平成２１年（フ）第６３６号
高知県南国市幸町３丁目６番27号
債務者　山脇　一子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６３９号
高知県土佐市蓮池1488番地２
債務者　岡崎　　武
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５４号
高知県土佐市高岡町乙1398番地15
債務者　水田　隆士
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６５５号
高知県土佐市高岡町乙1398番地15
債務者　水田　靖子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６４号
高知市八反町１丁目14番11号
債務者　畠中　篤志
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６６５号
高知市八反町１丁目14番11号
債務者　畠中ゆかり
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６７１号
高知市吉田町９番３号　ふじハイツ102号
債務者　恒石美也子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６７４号
高知市高見町373番地５　サンロード205
債務者　宅間　伸隆
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第６８４号
高知県香南市赤岡町163番地４
債務者　松下　絹子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０１号
高知市大谷公園町12番５号　パークハイム102
債務者　中山　幸治
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第７０８号
高知市薊野北町２丁目23番11号
債務者　中村美恵子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９０号
高知県高岡郡佐川町永野1443番地３
債務者　山下　和子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第９１号
高知県須崎市野見66番地６
債務者　竹林　和水
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第９２号
高知県須崎市野見66番地６
債務者　竹林　和子
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第９３号
高知県高岡郡四万十町七里甲1103番地、破産申立時の住所高知県高岡郡四万十町仁井田1225番地１
債務者　木下　　馨
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第９４号
高知県高岡郡四万十町北琴平町３番11号
債務者　北林　千加
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第９５号
高知県高岡郡佐川町西山組346番地
債務者　森田　正彦
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所須崎支部

平成２１年（フ）第９８号
高知県高岡郡越知町越知甲899番地
債務者　濱田　賢一
1　決定年月日時　平成21年９月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月16日まで
高知地方裁判所須崎支部